

(別冊)

事業報告書

平成 24 年度
(第 3 期事業年度)

自：平成 24 年 4 月 1 日

至：平成 25 年 3 月 31 日

独立行政法人 国立成育医療研究センター

独立行政法人国立成育医療研究センター 平成24年度事業報告書

1. 国民の皆さまへ

独立行政法人国立成育医療研究センターは、平成22年4月1日、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年(法律第93号)に基づき、国立成育医療センターから独立行政法人国立成育医療研究センター（以下、「センター」という。）へと移行いたしました。

当センターは、全国に6あります国立高度専門医療研究センターの1つであり、成育医療（母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患等の疾患で、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とする疾患に係る医療）に関する研究、医療の提供、それに関わる人材の育成等に取り組んでおります。

特に、高度先駆的医療の開発及び標準医療を確立していくために、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要であることから、センターにおいては研究基盤を強化するため、センター内にあります研究所と病院等の組織の連携強化に、独立行政法人への移行を機に努めているところです。その思いも込め、センターの名称にも「研究」が加わっております。

また、国民の皆さまに必要とされる成育医療の提供に努めるとともに、その医療を提供する人材の育成も急務であると認識しており、センター内外の医療従事者への研修に取り組んでいるところです。

経営に関しましては、安定的な経営基盤の構築に向けて事業の徹底的な効率化を図り、平成24年度において経常収支率は103.5%となり、平成22年度より3期連続で収支相償を達成しました。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人国立成育医療研究センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としております。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第5項）

② 業務内容

当センターは、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第5項の目的を達成するため、以下の業務を行います。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第17条）

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 一に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

四 一～三に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 一～四に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

③ 沿革

平成14年3月 国立大蔵病院と国立小児病院とを統合し、国立成育医療センターを設立

平成22年4月 独立行政法人国立成育医療研究センターとして設立

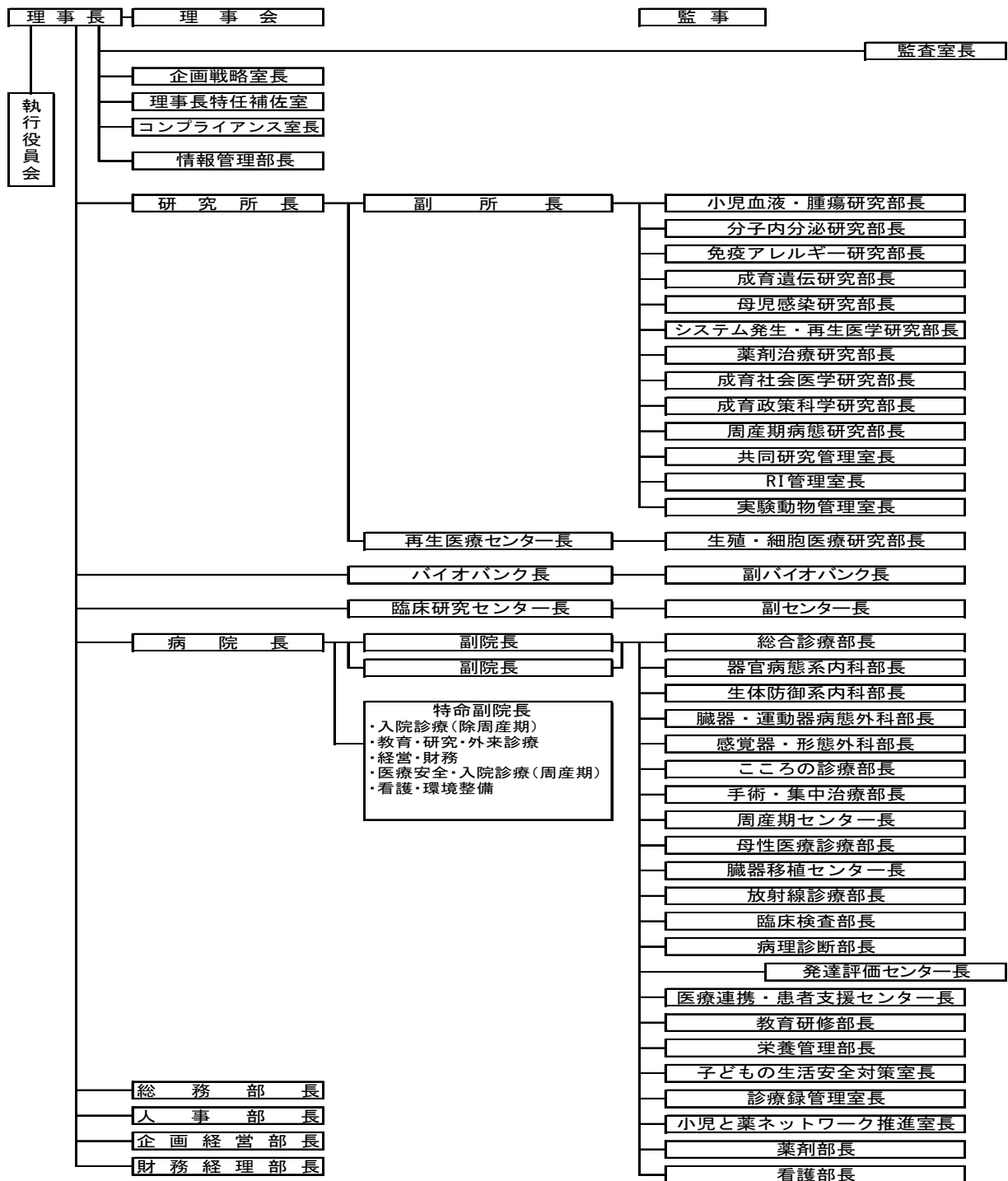
④ 設立根拠法

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省医政局国立病院課）

⑥ 組織図 (平成25年4月1日現在)



(2) 法人の住所

東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	36,486	0	0	36,486

(4) 役員の状況

(平成25年4月1日現在)

役職	氏名	任期	経歴
理事長	五十嵐 隆	自 平成24年4月1日 至 平成26年3月31日	平成12年 東京大学大学院医学系研究科教授 平成22年4月 国立成育医療研究センター理事 平成24年4月 (現職)
理事 (非常勤)	木村 正治	自 平成24年4月1日 至 平成26年3月31日	元日本アイビーエム常務執行役員 平成22年4月 (現職)
理事 (非常勤)	平岩 幹男	自 平成24年4月1日 至 平成26年3月31日	Rabbit Developmental Research代表 平成24年4月 (現職)
理事 (非常勤)	濱田 正文	自 平成24年4月1日 至 平成26年3月31日	元興銀ファイナンス代表取締役社長 平成22年4月 (現職)
監事 (非常勤)	石原 正之	自 平成24年11月1日 至 平成26年3月31日	(株)キーストーン・パートナーズ 社外アドバイザー委員会委員長 平成24年11月 (現職)
監事 (非常勤)	西田 大介	自 平成24年11月1日 至 平成26年3月31日	公認会計士 西田公認会計士事務所 平成24年11月 (現職)

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成25年1月1日において937人(前年比59人増)であり、平均年齢は36.2歳(前年比同)となっています。このうち、国等からの出向者は6人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 (http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	10,559	流動負債	5,702
現金及び預金	5,231	一年以内返済長期借入金	683
医業未収金	4,038	買掛金	748
たな卸資産	220	未払金	2,778
その他	1,071	一年以内支払リース債務	482
固定資産	45,337	賞与引当金	486
有形固定資産	44,879	その他	526
無形固定資産	458	固定負債	9,795
投資その他資産	0	長期借入金	7,515
		リース債務	128
		引当金	64
		その他	2,088
		負債合計	15,497
		純資産の部	金額
		資本金	36,486
		資本剰余金	1,419
		利益剰余金	2,495
		純資産合計	40,399
資産合計	55,896	負債純資産合計	55,896

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 損益計算書 (http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常費用 (A)	22,607
業務費	21,717
人件費	9,743
減価償却費	2,187
その他	9,787
一般管理費	774
人件費	591
減価償却費	7
その他	176
財務費用	107
その他経常費用	8
経常収益 (B)	23,406
運営費交付金収益	4,106
補助金等収益	435
業務収益	18,435
寄附金収益	30
資産見返負債戻入	274
その他経常収益	127
臨時損益 (C)	△ 3
当期純利益 (B-A+C)	796

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ キャッシュ・フロー計算書

(http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	2,479
人件費支出	△ 10,263
運営費交付金収入	4,326
補助金等収入	380
自己収入	17,884
その他の収入・支出	△ 9,849
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 546
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 1,186
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	748
V 資金期首残高	4,483
VI 資金期末残高 (F=D+E)	5,231

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

④ 行政サービス実施コスト計算書

(http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 業務費用	4,186
損益計算書上の費用	22,610
(控除) 自己収入等	△ 18,424
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	439
III 損益外除売却差額相当額	0
IV 引当外退職給付増加見積額	△ 470
V 機会費用	215
VI 行政サービス実施コスト	4,371

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

◇ 財務諸表の科目について（主なもの）

① 貸借対照表

流動資産

現金及び預金	: 現金、預金
医業未収金	: 医業収益に対する未収金
たな卸資産	: 医薬品、診療材料、給食用材料等

固定資産

有形固定資産	: 土地、建物、医療用器械備品等
無形固定資産	: ソフトウェア、電話加入権等
投資その他資産	: 破産更生債権等

流動負債

一年以内返済長期借入金	: 長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するもの
買掛金	: 医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務
未払金	: 買掛金以外の未払債務
一年以内支払リース債務	: リース債務のうち1年以内に支払期限が到来するもの
賞与引当金	: 支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に対する引当金

固定負債

長期借入金	: 財政融資資金 (一年以内返済長期借入金に該当するものを除く)
リース債務	: ファイナンス・リース取引に係る債務 (一年以内支払リース債務に該当するものを除く)

引当金

(退職給付引当金)	: 将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金
(環境対策引当金)	: 将来支払われる PCB (ポリ塩化ビフェニル) の処分等に備えて設定される引当金

純資産

資本金	: 政府による出資金
資本剰余金	: 国から交付された施設費や補助金等を財源として取得した償却資産及びその他の資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額
利益剰余金	: 業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費	: 独立行政法人の業務に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費（一般管理費で整理するものを除く）
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費（一般管理費で整理するものを除く）

一般管理費	: 役員及び事務部門等に係る給与費、経費（減価償却費を含む）、全役職員の退職手当一時金等
財務費用	: 長期借入金に係る支払利息等
その他経常費用	: 支払手数料等
運営費交付金収益	: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
補助金等収益	: 国・地方公共団体からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益
業務収益	: 業業に係る収益、委託を受けて行う研究に係る収益等
寄附金収益	: 寄附金のうち、当期の収益として認識した収益
資産見返負債戻入	: 運営費交付金・補助金等により取得した業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返負債から振り替えた収益
臨時損益	
(臨時損失)	: 固定資産の除売却損等
(臨時利益)	: 固定資産売却益、物品受贈益、償却債権取立益等

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、医薬品費、材料費等のサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得による支出等が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	: 長期借入金の借入・返済による収入・支出等の資金の調達及び返済等を表す

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用	: 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
損益外減価償却相当額	: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）
損益外除売却差額相当額	: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産を除却した際の除売却差額相当額
引当外退職給付増加見積額	: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金増加見積額）
機会費用	: 独立行政法人に対する政府出資額を国が市場で運用した場合の運用益を試算した金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

- ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成 24 年度の経常費用は 22,607 百万円と、前年度と比較して 1,724 百万円増（8.3%増）となっています。これは、前年度と比較して業務費が 1,693 百万円増（8.5%増）となったことが主な要因です。

（経常収益）

平成 24 年度の経常収益は 23,406 百万円と、前年度と比較して 1,988 百万円増（9.3%増）となっています。これは、前年度と比較して業務収益が 2,049 百万円増（12.5%増）となったことが主な要因です。

（当期総損益）

上記経常損益の状況及び臨時損益として△3 百万円を計上した結果、平成 24 年度の当期総損益は 796 百万円と、前年度と比較して 275 百万円増（52.9%増）となっています。

（資産）

平成 24 年度末現在の資産合計は 55,896 百万円と、前年度と比較して 177 百万円増（0.3%増）となっています。これは、前年度と比較して現金及び預金等の流動資産が 1,446 百万円増（15.9%増）、建物等の固定資産が 1,270 百万円減（2.7%減）となったことが主な要因です。

（負債）

平成 24 年度末現在の負債合計は 15,497 百万円と、前年度と比較して 192 百万円の減（1.2%減）となっています。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成 24 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 2,479 百万円の収入となり、前年度と比較して 658 百万円の収入減（21.0%減）となっています。これは、前年度と比較して人件費支出が 886 百万円増（9.4%増）、材料の購入による支出が 597 百万円増（13.1%増）、その他の業務支出が 794 百万円増（19.6%増）、運営費交付金収入が 340 百万円減（7.3%減）、補助金等収入が 329 百万円減（46.4%減）、医業収入が 2,189 百万円増（14.9%増）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成 24 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 546 百万円の支出となり、前年度と比較して 477 百万円の支出減（46.6%減）となっています。これは、前年度と比較して定期預金の預入による支出が 1,000 百万円減（100.0%減）、定期預金の戻入による収入が 1,000 百万円減（100.0%減）、有形固定資産の取得による支出が 301 百万円減（23.3%減）、無形固定資産の取得による支出が 84 百万円増（146.6%増）、施設費による収入が 261 百万円増（81.1%増）となったことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成 24 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 1,186 百万円の支出となり、前年度と比

較して 108 百万円の支出減 (8.3%減) となっています。これは、前年度と比較してリース債務償還による支出が 111 百万円減 (18.1%減) となったことが主な要因です。

② セグメント事業損益の経年比較・分析 (内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

平成 24 年度の事業損益は 799 百万円と、前年度と比較して 265 百万円増 (49.6%増) となっています。

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報) (単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研究事業	△ 40	△ 57	△ 394
臨床研究事業	367	313	135
診療事業	889	618	1,445
教育研修事業	△ 46	△ 41	△ 46
情報発信事業	29	△ 10	△ 6
法人共通	18	△ 290	△ 334
合 計	1,218	534	799

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していません。

③ セグメント総資産の経年比較・分析 (内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

平成 24 年度末の総資産は 55,896 百万円と、前年度末と比較して 177 百万円増 (0.3%増) となっています。

表 総資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報) (単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研究事業	4,076	3,896	3,549
臨床研究事業	1,133	1,337	2,736
診療事業	46,131	45,600	43,957
教育研修事業	81	382	409
情報発信事業	9	7	7
法人共通	3,685	4,498	5,238
合 計	55,116	55,720	55,896

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していません。

④ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析 (内容・増減理由)

平成 24 年度の行政サービス実施コストは 4,371 百万円と、前年度と比較して 1,192 百万円減 (21.4%減) となっています。

表 行政サービスコストの経年比較 (単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
業務費用	4,302	4,537	4,186
うち損益計算書上の費用	19,519	20,904	22,610
うち自己収入	△ 15,217	△ 16,367	△ 18,424
損益外減価償却相当額	432	419	439
損益外除売却差額相当額	1	16	0
引当外退職給付増加見積額	439	214	△ 470
機会費用	455	378	215
行政サービス実施コスト	5,629	5,563	4,371

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していません。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当ありません。
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
教育研修棟新築工事、バイオバンク棟増築工事
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません。

(3) 予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成23年度		平成24年度		
	予算	決算	予算	決算	差額
収入					
運営費交付金	4,666	4,666	4,326	4,326	0
業務収入	16,829	16,453	16,898	18,264	1,366
その他収入	400	1,452	1,451	840	△ 611
計	21,894	22,571	22,674	23,430	756
支出					
業務経費	17,529	17,983	18,450	20,260	1,811
施設整備費	2,578	1,345	1,189	1,128	△ 61
借入金償還	683	683	683	683	0
支払利息	86	124	114	107	△ 7
その他支出	628	1,616	1,504	504	△ 1,000
計	21,503	21,750	21,940	22,683	742

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当センターにおいては、当中期目標期間終了年度における一般管理費（退職手当を除く）を、平成21年度に比し、15%以上節減することを目標としています。この目標を達成するため、委託内容の見直しによる委託費の削減や消耗器具备品費、水道光熱費等の費用節減等の措置を講じた結果、平成24年度において削減目標である15%を上回る26.2%（169百万円）の節減を行ったところです。

(単位:百万円)

区分	平成21年度	当中期目標期間					
		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	643	507	78.9%	497	77.3%	475	73.8%

注) 「当中期目標期間」の「比率」欄には、平成21年度を100%とした場合の比率を記載しております。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は23,406百万円で、その内訳は、運営費交付金収益4,106百万円（収益の17.5%）、補助金等収益435百万円（1.9%）、業務収益18,435百万円（78.8%）となっています。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 研究事業

研究事業は、成育医療に関する戦略的研究・開発を推進することを目的としています。

事業の主な財源は、運営費交付金（平成 24 年度 835 百万円）、寄附金（16 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（596 百万円）、材料費（45 百万円）、経費（604 百万円）、減価償却費（88 百万円）となっています。

イ 臨床研究事業

臨床研究事業は、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を行うことを目的としています。

事業の主な財源は、研究収益（800 百万円）、運営費交付金（平成 23 年度 13 百万円、平成 24 年度 1,327 百万円）、医療施設運営費等補助金（223 百万円）、医薬品副作用等被害救済事務費等補助金（30 百万円）、医薬品等審査迅速化事業費補助金（92 百万円）、寄附金（7 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（663 百万円）、材料費（313 百万円）、経費（1,372 百万円）、減価償却費（166 百万円）となっています。

ウ 診療事業

診療事業は、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供することを目的としています。

事業の主な財源は、医業収入（17,422 百万円）、運営費交付金（31 百万円）、小児がん拠点病院の機能強化を図ることを目的として交付される疾病対策事業費等補助金（7 百万円）、重篤な小児救急患者の医療を確保し、安心・安全な小児医療体制の整備を図ることを目的として交付される小児救命救急センター運営費補助金（53 百万円）、小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行うことにより、小児集中治療体制の確保を図ることを目的として東京都から交付される小児集中治療室医療従事者研修事業補助金（5 百万円）、新生児集中管理室等の満床の解消を図るとともに、在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的として交付される在宅移行支援病床運営事業補助金（28 百万円）、在宅療養患児の一時的な受入体制を確実なものとするを目的として交付される在宅療養児一時受入支援事業補助金（0.2 百万円）、寄附金（1 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（6,560 百万円）、材料費（4,452 百万円）、委託費（1,522 百万円）、減価償却費（1,877 百万円）、設備関係費（950 百万円）、経費（777 百万円）となっています。

エ 教育研修事業

教育研修事業は、成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行うことを目的としています。

事業の主な財源は、研修収益（12 百万円）、運営費交付金（1,518 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（1,572 百万円）、経費（7 百万円）となっています。

オ 情報発信事業

情報発信事業は、研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供することを目的としています。

事業の主な財源は、運営費交付金（146 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（132 百万円）、経費（21 百万円）となっています。

カ その他

法人全体に係る業務等を行っています。

業務の主な財源は、運営費交付金（235 百万円（平成 23 年度 74 百万円、平成 24 年度 161 百万円）、研究収益（センター職員が獲得した厚生労働科学研究費補助金等に係る間接経費の収入（いわゆるオーバーヘッド）200 百万円）となっています。

業務に要する費用（一般管理費）は、給与費（591 百万円）、経費（176 百万円）、減価償却費（7 百万円）となっています。

以 上

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績																																							
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立のため、臨床を志向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 センターは、臨床研究の企画・立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互的人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加させる。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 平成22年度より開始した臨床研究センターを中心として、病院及び研究所から企画・立案された臨床研究を迅速に推進・実施する。 また、高度先駆的医療の研究・開発においては、前臨床研究・臨床研究を経て、実用化し普及させるための協力体制を構築していく。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互的人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、ラウンドテーブル等を共同開催する。 平成24年度は、研究所、臨床研究センターと病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して12%増加させる。また、研究所、臨床研究センターと病院による調整を行い、新規共同研究数を平成21年度に比し18%増加させる。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 研究所と病院の連携を深めるために、臨床研究の企画・立案・実施、及び、支援を行う中核的組織を構築し、高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資するという観点から、平成22年4月1日に臨床研究センターを開設し、臨床試験・研究、他施設との共同研究データセンターとしての業務を開始している。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレゾナントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施している。平成24年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は59回となり、平成21年度の52回を7回（13%）上回った。 病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請にあたり病院と研究所（臨床研究センター）との共同研究を義務化した。その結果として、平成24年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は28件であり、平成21年度の22件に比して6件（27%）増加した。</p>																																							
		<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互的人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、ラウンドテーブル等を共同開催する。 平成24年度は、研究所、臨床研究センターと病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して12%増加させる。また、研究所、臨床研究センターと病院による調整を行い、新規共同研究数を平成21年度に比し18%増加させる。</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレゾナントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施している。平成24年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は59回となり、平成21年度の52回を7回（13%）上回った。 病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請にあたり病院と研究所（臨床研究センター）との共同研究を義務化した。その結果として、平成24年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は28件であり、平成21年度の22件に比して6件（27%）増加した。</p>																																							
	<p>研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数</p> <table border="1" data-bbox="1037 943 1117 1391"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>対平成21年度増減</td> </tr> <tr> <td>52回</td> <td>56回</td> <td>56回</td> <td>59回</td> <td>7回 (13.5%増)</td> </tr> </table> <p>病院・研究所による新規共同研究数</p> <table border="1" data-bbox="1133 943 1212 1391"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>対平成21年度増減</td> </tr> <tr> <td>22件</td> <td>25件</td> <td>26回</td> <td>28回</td> <td>6回 (27.3%増)</td> </tr> </table>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	52回	56回	56回	59回	7回 (13.5%増)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	22件	25件	26回	28回	6回 (27.3%増)	<p>研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数</p> <table border="1" data-bbox="1037 60 1117 943"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>対平成21年度増減</td> </tr> <tr> <td>52回</td> <td>56回</td> <td>56回</td> <td>59回</td> <td>7回 (13.5%増)</td> </tr> </table> <p>病院・研究所による新規共同研究数</p> <table border="1" data-bbox="1133 60 1212 943"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>対平成21年度増減</td> </tr> <tr> <td>22件</td> <td>25件</td> <td>26回</td> <td>28回</td> <td>6回 (27.3%増)</td> </tr> </table>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	52回	56回	56回	59回	7回 (13.5%増)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	22件	25件	26回	28回	6回 (27.3%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減																																						
52回	56回	56回	59回	7回 (13.5%増)																																						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減																																						
22件	25件	26回	28回	6回 (27.3%増)																																						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減																																						
52回	56回	56回	59回	7回 (13.5%増)																																						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減																																						
22件	25件	26回	28回	6回 (27.3%増)																																						

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスタ」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>② 産官等との連携強化 ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスタ」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進する。臨床研究センターを整備する。これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p>	<p>② 産官等との連携強化 企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携強化を引き続き図る。独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等の推進を図るために導入された医薬品等治験基盤整備事業による小児治験ネットワークを機能させる。 平成24年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して6%増加させる。</p>	<p>② 産官等との連携強化 1. 臨床研究センターの知財・産学連携室は、企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担っている。また、共同研究審査委員会が中心となって共同研究契約書の記述を確認する作業が定着した。その結果、研究者の意識改革が進み、平成24年度の共同研究実施数(＝共同研究契約締結数)は、平成21年度に比して93.8%増加した。 2. 特定領域治験基盤整備事業(厚生労働省医政局)による小児領域に特化した日本初の「小児治験ネットワーク」は平成24年度末で31施設が参加し施設間連携を構築した。平成24年度は最終年度にあたるが、小児治験ネットワーク中央治験審査委員会(いわゆる中央IRB)が実質的に機能し、また、各種インテラの稼働・検証を実施することができた。治験一括審査が可能ならびに平成24年度に9回開催され、製薬企業主導治験2件(延べ5施設で実施)、医師主導治験1件(3施設で実施)の審査を終了し治験が実施された。なお、平成25年度には5件以上の製薬企業主導治験審査が予定されている。製薬企業(治験依頼者)からの依頼に応じた治験実施可能性調査(含める)は平成23年度9件に対し平成24年度は14件と増加した。また、小児領域特有の医療現場での形変更に係るニーズ調査に基づき、製薬企業に開発促進を働きかけける機能も持たせた。なお、「小児治験ネットワーク」の機能は、臨床研究中核病院(後述)の中で引き続き維持・発展してゆくこととなった。 3. 平成25年5月9日、臨床研究中核病院整備事業(厚生労働省医政局)による臨床研究中核病院の指定を受けた。本事業は、臨床の強力な指導力の下、組織横断的に構築する支援体制を確し、小児病少難治性疾患に対して国内外の研究者によって見出された新たな治療法について、網羅的・系統的にそのニーズを洗い上げ、その臨床応用のための入口戦略を立て、適切かつ迅速に医師主導治験やICH-GCP準拠の臨床試験へつなぐ、出口までの支援を行うものである。</p>										
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 戦略的に研究・開発(研究開発費を含む)を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための委員会において、企画及び評価を実施するとともに、さらにこれらを検証し、より有効な評価体制の構築に努める。</p>	<p>企業及び他の研究機関との共同研究実施数</p> <table border="1" data-bbox="718 58 798 943"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16件</td> <td>17件</td> <td>19件</td> <td>31件</td> <td>15件 (93.8%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 平成23年度より、成育研究開発費の新規課題採択に関して、外部評価委員会で審議する前段階の課題決定に関して、透明性を確保すべくセンター内において評価委員会を開催している。課題提案者全員のプレゼンテーションを実施し、厚生労働省科学評価の方式に従った評価項目に関して委員全員の合計点数をもとに課題を決定することとしたが、平成24年度より、評価に応じて配分金額を増減させることとしている。 研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクター(雑誌を評価するための指標)に加え、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数を用いた研究評価方法について検討を続け、人事の参考としてしている。</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	16件	17件	19件	31件	15件 (93.8%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
16件	17件	19件	31件	15件 (93.8%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を強化し、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効果的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことにより、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させる。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を確立し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図る。また、平成23年度に設置した外部専門家による知的財産相談窓口を充実させ、職務発明申請案件の新規性、進捗性の相談を推進させる。 平成24年度は、センターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して12%増加させる。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 1、知的財産の権利化に繋がるシーズ探索、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図るため、平成23年度から顧問弁理士を導入したが、相談件数が増えつつあり、十分に機能していない。平成24年度の審査件数は16件であった。なお、審査16件中新規申請は15件であり、平成23年度の新規審査8件を大幅に上回った。なお、平成24年度に2件の特許が成立した。 2、職務発明の審査に係る手順を昨年度に作成したが、本年度はその手順に沿って手際よく審議することが可能であった。また、職務発明に係る研究者の意識を高める取り組みとして、顧問弁理士による知財セミナーを1回開催した。講演の中では特に、同一研究課題で毎年学会発表する際の成果公表の注意点が参考になった。</p>										
<p>(2) 病院における研究・開発の推進 治療等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治療等を推進するため、センターで実施される治療を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を、含めた支援部門の整備に努める。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 1、臨床研究支援 臨床研究規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治療を含む臨床研究支援体制を整備した。治療推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいて、新規医師主導治療1課題の計画・立案を行い、プロトコル作成を支援し、他に11課題の実施支援準備を行った。また計画・立案段階から支援している医師主導治療2課題（4プロトコル、主任研究者は他施設所属）については、症例検討会を開催し、総括報告書作成を支援した。 臨床研究については、治療推進室では、平成24年度は臨床研究の計画・立案支援を7件（平成23年度11件）実施し、うち2件は高度医療制度を念頭に新規臨床試験で、プロトコル作成まで支援した。またCRCによる臨床研究の実施支援を10件（平成23年度からの継続7件を含む、平成23年度10件）実施した。 平成24年度の実施治療数は18件（2件の製造販売後臨床試験を含む）、新規治療5件での治療申請から症例登録（First patient in）までの期間は、平均219日（最長304日）であった。新規治療5件での治療申請がなかった3件を除くと、平均105日と目標を達成した。これら3件はいずれも閉症を対象とした治療で、治療薬がすでに適応外使用されており、また、定期的受診が必要など保護者の同意取得が困難であることが期間延長の原因と考える。これらの治療に関してはポスター掲示、リーフレット配付等を行い、症例登録促進に取り組んでいる。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 1、臨床研究支援 臨床研究規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治療を含む臨床研究支援体制を整備した。治療推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいて、新規医師主導治療1課題の計画・立案を行い、プロトコル作成を支援し、他に11課題の実施支援準備を行った。また計画・立案段階から支援している医師主導治療2課題（4プロトコル、主任研究者は他施設所属）については、症例検討会を開催し、総括報告書作成を支援した。 臨床研究については、治療推進室では、平成24年度は臨床研究の計画・立案支援を7件（平成23年度11件）実施し、うち2件は高度医療制度を念頭に新規臨床試験で、プロトコル作成まで支援した。またCRCによる臨床研究の実施支援を10件（平成23年度からの継続7件を含む、平成23年度10件）実施した。 平成24年度の実施治療数は18件（2件の製造販売後臨床試験を含む）、新規治療5件での治療申請から症例登録（First patient in）までの期間は、平均219日（最長304日）であった。新規治療5件での治療申請がなかった3件を除くと、平均105日と目標を達成した。これら3件はいずれも閉症を対象とした治療で、治療薬がすでに適応外使用されており、また、定期的受診が必要など保護者の同意取得が困難であることが期間延長の原因と考える。これらの治療に関してはポスター掲示、リーフレット配付等を行い、症例登録促進に取り組んでいる。</p>										
		<p>職務発明委員会における審査件数</p> <table border="1" data-bbox="491 60 571 943"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7件</td> <td>8件</td> <td>18件</td> <td>16件</td> <td>9件 (128.6%増)</td> </tr> </tbody> </table>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	7件	8件	18件	16件	9件 (128.6%増)	
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
7件	8件	18件	16件	9件 (128.6%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等に適切に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保 倫理審査委員会を13回、IRBを10回開催した。審査した研究に関する情報は12回更新し、IRBは、10回分ずつを更新した。研究倫理の講習会については、臨床研究の指針等について、センター掲示板に掲載するとともに、電子メールにより各人に周知し、3回実施した。 また、倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会を受講していない場合は、eラーニングによる講習を受けることを十分説明し、受講の確認も行った。 なお、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。 さらに、倫理委員会及びIRBで審査を行う場合は、当該臨床研究に対する患者及び家族からの問い合わせ先や研究結果の公表に関する記載がされているかを確認の上審査を行い、記載が適当でない場合は、研究計画や説明資料等を修正させている。</p>
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独自の研究を推進するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進すること。</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独自の研究を推進するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進すること。 具体的には別紙1に記載する。</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独自の研究を推進するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進すること。 具体的には別紙1に記載する。</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独自の研究を推進するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進すること。 具体的には別紙1に記載する。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標		中期計画		平成24年度計画		平成24年度の業務の実績							
<p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成長するために特に治療を必要とするもの(以下「成育疾患」という。)に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。</p> <p>このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの取集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>平成24年度においては、成育疾患については、その診断・治療並びに予防法の開発や企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成24年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を3%増加させる。</p>	<p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>平成24年度においては、成育疾患については、その診断・治療並びに予防法の開発や企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成24年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を3%増加させる。</p>	<p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>平成22年度、23年度に引き続き再生医療センター内のセル・プロセッシング、センタールにおいて、移植時の障害となるヒト以外の異種動物成分を一切使用しない培養条件を用いたES細胞の株を樹立した(これまでに7株樹立)。京都大学は5株)。将来的に高マンモス了血症を生じる先天性代謝異常常態の患者の中で肝移植が困難な症例に対して、ヒトES由来肝細胞を経門脈的に移植することを目指しているが、それを目的としてPMDA、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した成育疾患用ES細胞」の共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した成育疾患用ES細胞」(肝細胞などの分化細胞)に向けたバンク(原材料)の手順書(SOP)を作成し、安全性を評価するための細胞のES細胞の項目を決定、さらに細胞の有効性を担保する疾患モデル動物の試験デザインを確立した。再生医療に関わる原著論文として、ヒトES/iPS細胞から脂質・糖代謝改善作用を持つ褐色脂肪細胞を作製することに成功したことがあげられる(Nishio M, et al. Cell Metab)。これは、肥満やメタボリックシンドローム研究の有用なツールとして期待される。</p> <p>原著論文数の実績としては、平成21年度実績に比して12%増として期待される。特に英文論文数は224件と前年に比して11件増加した。平成24年度に発表された成果の中で研究すべき事項としては、12月号のLancet誌に掲載された3編の国際共同研究成果があげられる。これらの研究により、最近20年間の疾病や傷害が人類に与える悪影響(disease burden)が浮き彫りになった。要約すると、アフリカ地域やAIDSを除き感染症は減少したものの発達障害や糖尿病などの非伝染性疾患の比率が増加し、人口増大の影響もあり大きな負担となつていくことである。これらの論文は最も高いエビデンスレベルの臨床研究として知られる体系的レビューといわれる研究方法により実施されている原著論文(Review)として分類的に発表し、Science Database Systematic Review誌に4編の原著論文(Web of Science)を発表して、Science Database Systematic Review誌に10月と2013年3月に発表し、10月11日と3月18日にいづれもマスコミで報道されたことがあげられる。</p>										
<p>英文・和文の原著論文発表数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>256件</td> <td>271件</td> <td>279件</td> <td>286件</td> <td>30件 (11.7%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年度 … 英文 224件、和文 62件 平成23年度 … 英文 213件、和文 66件 平成22年度 … 英文 205件、和文 66件 平成21年度 … 英文 194件、和文 62件</p>				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	256件	271件	279件	286件	30件 (11.7%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
256件	271件	279件	286件	30件 (11.7%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るまでの研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天性代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらには発症メカニズムの解明に関する研究を推進する。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 厚生労働科学研究費補助金においてゲノム解析拠点整備事業が採択されたことを受け、次世代シークエンサーを用いて反復配列奇胎、性分化疾患、分類不能型免疫不全症、先天性感染症候群など200例以上の成育難病疾患患者遺伝子試料を解析し、新規疾患関連遺伝子変異の発見に努める。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天性代謝異常症等の先天性難病疾患の病態を解明するために、最新の次世代シークエンサーをもちいて研究を実施している。平成24年度に次世代シークエンサーをもちいてエタクトナーを解析した試料は反復配列奇胎例、分類不能型免疫不全症候群例、多数の先天奇形症候群を含めて合計521であった。次世代シークエンサー設置の2011年11月からの通常では合計652例を解析した。2012年においては先天性内分泌疾患（偽性副甲狀腺機能低下症）の原因となる新規PKARIA変異の同定 (Nagasaki, K, et al. J Clin Endocrinol Metab) および先天性奇形症候群 (Pierre Robin sequence) の原因となる新規グノム構造異常の同定 (Fukami, M, et al. Am J Med Genet A) に成功し、その成果を発表した。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に向けてマウスの精子と卵子の全体的な遺伝情報 (エピゲノム) 解析を実施した。精子、卵子の形成過程において、ゲノムインプリンティング (妊娠や胎児発育等に必要なた後天的な遺伝子の記憶) はリセットされる。卵子の形成過程においてゲノムインプリンティングに必要な酵素Dnmt3Lに依存したメカニズムは依存しない、新たなメカニズムも存在することがわかり2012年に発表された (Kobayashi H, et al. PLoS Genet)。</p>
<p>② 成育疾患の本態解明 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の究明等、成育疾患の育るリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 成育疾患の本態解明 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資する把題する疫学研究の罹患、転帰等の実態把握を推進する。 具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また、基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。</p>	<p>② 成育疾患の本態解明 胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究を行った成育コホート研究における結果の解析を引き続き進める。 平成23年度に網羅的ゲノム解析について倫理委員会での承認が得られたため、参加者1,200家族の中から、より多くのゲノム遺伝子試料を収集し、解析に着手する。</p>	<p>② 成育疾患の本態解明 「成育コホート研究」は平成15年12月に倫理委員会の許可を得て、国立成育医療研究センターで出産した1,550名の妊婦と児を対象に開始した出生コホート研究である。毎年収集するアンケート調査の他に5歳児とその母親では健診と採血を行った。追跡年齢は6歳から8歳に達し、1,126名 (72.6%) と高い追跡率を維持している。平成24年度には遺伝子解析のための唾液検体または血液検体の収集を開始し、約500名分の検体を収集した。 また、平成22年度より同様に当センターで出産した妊婦と児を対象に「成育コホート研究」を開始、平成25年3月までに約1500組の登録が完了した。「成育コホート研究」の特徴は、「成育コホート研究」では解析できなかった胎盤や臍帯血を収集しゲノムおよびエピゲノム解析を実施することである。特に早期に出生後生体検体やハイリスク妊娠等の母と児をケースとしたネステッド・ケースコントロール、ケースコントロール研究を重点的に実施している。 さらに、10万人の大規模出生コホート研究であるエコチル調査事業にメデイカルサポートセンターとして関与し、「成育コホート研究」や「成育コホート研究」で培った経験を生かして、質問票の作成や各種アウトカム測定の前準備を行い、我が国の成育疾患についての原因や危険因子の探索に資するための実態把握に関する疫学研究を推進した。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報等の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 小児期に特有の感症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。 また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究、平成18年度より国立成育医療研究センター内で審議を開始した本臨床研究は平成24年6月14日厚生労働大臣 (厚生労働省発科0614第3号) により承認された。現在 (平成25年4月)、各候補者の選定、除外基準 (移植ドナーの有無等) の確認作業を行っており、適合候補者が決まり次第、早期に遺伝子治療臨床研究を開始する予定である。 なお、平成24年度も慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療を推進するため、平成25年3月より、遺伝子治療の高度な技術を有する専門家を成育遺伝研究部長とした。さらに、遺伝子治療の臨床研究や治療を推進するための病院長代表となり革新的医薬品・再生医療製品実用化促進事業「遺伝性難病に対する遺伝子治療薬の臨床開発に向けた安全性、有効性評価の確立、ガイドライン作成、人材交流」に応募した。その結果、採択されたことにより、遺伝子治療の臨床研究のみならず新規治療薬 (ベクター) の開発を目指し研究を開始している。 胎児横隔膜ヘルニアに対する気管閉塞術の胎児治療について、欧州のセンターを訪問し、臨床見学、実地講習への参加を通じて、胎児手術、母体管理、新生児管理の体制を院内にて整備し、胎児治療を開始する準備を整えた。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略（基本方針）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療、介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特許に専門的な知識や経験が要求される等事実に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。 また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。 これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育医療にかかわる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。 成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 引き継ぎ成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成24年度においては、次世代シーケンサーを用いた網羅的遺伝子解析に着手する。 平成23年度までに基礎研究に使用するヒトES細胞株4株、特に平成23年度に樹立した異種成分を使用しないヒトES細胞の医薬品としての使用可能性について検討を行う。 また、平成24年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）実施件数の合計数において130件以上を目指す。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 PMDA、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した製品や、ES細胞を加工したES加工医薬品（肝細胞などの分化細胞）に向けたバンク（原材料）の手立」を開始した。平成24年度はヒトES加工医薬品（肝細胞などの分化細胞）に向けたバンク（原材料）の手立（順書（SOP））を作製し、安全性を評価するための細胞のバンク特性解析項目を決定、さらに細胞の有効性を担保する疾患モデル動物の試験デザインを確立した。 臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施している。平成24年度の臨床研究実施件数158件（倫理委員会承認件数140件、治験実施件数は18件（2件の製造販売後臨床試験を含む））で、平成23年度（152件）に比し、6件（4%）の増加となった。 小児循環器病領域における未承認医療機器の新興医師主導治験（課題）について日本医師会治験促進センターから「治験の計画に関する研究」費を獲得し、治験実施プロトコルを完成させた。 医療機器については、新型の内視鏡、多自由度鉗子、超音波診断装置を対象として病院診療科、臨床研究センターならびに国内外の研究者機関や企業等と共同して開発を進めており、平成24年度は複数の内視鏡に関し薬事承認可能なレベルにまで開発が進んだ。</p>										
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療に関する指標の開発を行う。 性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。 次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成・教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインの作成について検討を開始する。 また、人材育成ツールの開発に資するシステムツールの開発を目指すとともに、平成22年度に作成した医療安全マニュアルに基づいたeラーニングによる理解度把握を実施する。</p>	<p>臨床研究実施件数及び治験実施件数</p> <table border="1" data-bbox="651 62 730 943"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76件</td> <td>129件</td> <td>152件</td> <td>158件</td> <td>82回 (107.9%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインを複数作成した。平成26年度に順次発行予定である。 医療安全の意識向上を図るため、全職員対象に「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを2回（6月、12月）実施した。受講率はそれぞれ、83.6%、98.5%であった。 また、「医療安全ポケットマニュアル」の見直しを行い第2版を作成した。</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	76件	129件	152件	158件	82回 (107.9%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
76件	129件	152件	158件	82回 (107.9%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を集約し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する正しい理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 ホームページ、パンフレット等、各部署が行なう一般向けの情報発信について、平成23年度に行った事業を基本に、更なる国内外における最新の情報発信手法の取り入れの可能性について研究しつつ改善を図る。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 センターのWebサイト内で、平成24年度Webサイトの年間ページ更新数1,073件と、引き続き最新情報の積極的提供を推進した結果、サイト全体での平均ページビュー47,080件/日(前年度比2.49倍)であった。年度後半の「無侵襲的出生前遺伝学的検査」についての豊富な情報発信がアクセス数の伸びに貢献した。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。 新たな広報戦略を図るための広報戦略部を設置し、パンフレットについて、大幅に見直しを行い、製作した。メールマガジンは24年度には11本配信し、配信先は480(前年比38増)、すこやかジャーナルは12本配信し、配信先は1859(前年比76増)であった。</p> <p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 日本小児総合医療施設協議会(平成24年度加盟施設数29)を対象にして、平成24年度診療報酬改定において新設された小児特定集中治療室(PICU)管理料の評価を行った。各施設における施設要件に關わる現状調査を行い、平成26年度改定のための新たな施設要件について要望書(骨子)を作成した。 厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)『システマティックレビューを活用した診療ガイドラインの作成と臨床現場におけるEBM普及促進に向けた基盤整備』の分担研究課題として、医療政策及び診療ガイドラインにおける経済評価の限界と役割についてという課題で、新生児集中スクリーニング検査および子宮頸がん予防ワクチンの費用対効果分析と、その政策応用をケーススタディとして、成育医療の政策における医療経済評価の適用方法の研究を行い、結果を示した。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
	<p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>妊娠と葉情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来および相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。</p>	<p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>ホームページを介しての情報提供を引き続き推進する。特に妊娠と葉情報センターでは全国の拠点病院との連携並びに電話対応の推進により相談業務の拡充を図る。</p> <p>また、女性総合外来を中心とした、不妊・不育や合併症妊娠など、母性医療に関する情報提供についても引き続き推進する。</p>	<p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>1. 妊娠と葉情報センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の相談業務の内訳は、相談方法などに関する電話の問い合わせが3,756件、相談に対する医師・薬剤師による回答は2,386件であった。電話による回答は1,368件と、昨年度の242件から大幅に増加し、相談者の利便性の向上につながったものと考えられる。 ・妊娠結果の追跡調査は813件を発送し、695件の回答を得た。回答率は85%と良好であり、今後相談事例データベースをもとにしたエビデンスの創出に活用できるものと考ええる。 ・慢性疾患治療薬については、相談事例が少ないため登録調査が必要であるため、これまで行ってきた抗バセドワ病薬（POEMスタディ）に続き、本年度から抗リウマチ薬について登録調査を開始した。 ・相談事業の均てん化を目的とした拠点病院については、平成25年度は3カ所加わり、全国で21か所となった。平成25年度から新たに加わる病院を含めて21カ所の担当医師・薬剤師を対象とし、研修会を行った。（妊婦・授乳婦専門薬剤研修で15名の薬剤師を受け入れ。） ・平成24年7月には提供している情報の品質管理を目的とした成育ステートメント検討委員会を開催した。センター内外の専門19名の出席を得てアセットアミノアフェンの胎児の動脈管収縮作用について検討した。 ・平成24年10月には開設7周年を記念し、一般医師・薬剤師を対象としたフォーラムを開催、内外の専門家に講師をお願いし、当該領域の啓蒙に努めた。 ・妊娠と葉情報センターホームページにおいて、授乳中の薬剤使用の考え方ならびに「授乳中に使用しても問題ない」とされる薬剤（99薬剤）「授乳中には使用できない薬剤（4薬剤）」の表を公開しているが、新しい情報収集を行い、いつでも更新可能な状態にしている。 <p>2. 女性総合外来において不妊、不育、合併症妊娠などの母性医療に関する相談を受け、個々の症例にあった最新で最善の治療方針について情報提供を行った。また、プレコンセプションケアのひとつとして「安心して産めるカラダに」検診を開始した。</p> <p>3. 24年度の初めに患者相談窓口を開設した。これにより、在宅移行支援や育児支援の相談の他、医療費助成制度等の案内をすぐに窓口で対応することができるようになった。また情報コーナーの設置により、患者向けの情報をいつでも入手できるようになり、患者がアクセスしやすい相談環境ができた。さらに、25年2月より小児がん相談窓口も開設して、専門的に対応するための後方のしくみも整備した。</p> <p>4. 難病の子を持つ親の経験者によるピアサポートを、難病ネットワークの協力により従来から週3回開いていたが、上記の患者相談窓口と併設することにより相互の協力により、より有効に患者支援ができるようになった。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>2. 医療の提供に関する事項 我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年）月29日閣議決定」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指すし、</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項 成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をばくくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項 成育医療における高度先駆的医療の提供を推進するとともに、小児・周産期医療の均てん化、標準化に努める。また、小児・周産期患者及びその家族の立場を考慮した良質かつ安全な医療を推進する。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項 難治性の胎児疾患患者に対する遺伝子レベルの診断や、肝臓移植・肺移植・腸移植・腎移植・心臓移植などの高度先駆的な医療を提供している。さらに、標準的な医療の確立と均てん化を目指した医療を提供している。具体的成果については、下記個別事項に記載する。 なお、平成24年度特記すべきこととしては、国際医療協力の一環として、ラオスから先天性心疾患の患児を当院まで搬送し、心臓外科手術を行った。</p>
<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となつて提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。</p> <p>国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 病院・研究所が協力し、生体肝移植・小腸移植および胎死分刺肝移植・小腸移植や肝細胞移植、胎児治療等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。</p>	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 (胎児治療) 高度先駆的医療である胎児治療は、双胎胎動不安症候群に対するレーザー手術68例、胎児胸水に対するシャント手術9例、胎児胆管性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与2例を施行した。 (周産期高度医療) 不妊診療科では早発閉経症における無排卵の機序についての研究結果をもとに、性ホルモン投与方法の工夫により効果ある方法を提供した。母性内科では血栓症の既往があるなどの重症抗リン脂質抗体症候群3例に対し産科との協働により、大量ガンマグロブリン療法を施行し良好な妊娠転帰を得た。また、慢性肉芽腫症や肝移植後の妊娠管理という先進医療を周産期センターと協働して提供し、良好な結果を得た。 (小児の臓器移植) 46例の小児肝移植、2例の小児腎移植を行った。小児の肝移植症例数は世界最多である。46例のうち、脳死ドナーからの移植が10例（そのうち分刺肝移植が6例）に達したのが平成24年度の特徴で、小児脳死肝移植施設として高度医療を提供できた。平成24年6月に本邦初の小児から小児への脳死肝移植に成功した。また、研究所と協力し、肝細胞を凍結保存し、肝細胞移植の臨床応用が可能な体制も構築した。</p> <p>(川崎病難治症例に対する治療) 当院では、ガンマグロブリン治療に反応しない川崎病症例に対してインテリキシンマブ投与および血漿交換を行ってきたが、平成24年度で合計27例および19例となった。当センター研究所の免疫・アレルギー研究部と連携し、血中サイトカインの動態を指標にこれらの治療法の適応、効果を見極め、標準的な治療の確率を指摘している。</p> <p>(体外補助循環による劇症型心筋炎に対する診療) 劇症型心筋炎は、致命的になりうる小児の救急疾患の代表である。平成24年度は5例を他院から当院の小児ICUに搬送し、そのうち4例に体外補助循環(ECMO)を施行して全例が生存した。劇症型心筋炎でECMOを使用した症例数はこの10年間で合計16例となり、治療成績は回復10例、重症後遺症1例、死亡5例であった。</p> <p>(極低出生体重児に対する心臓血管外科治療) 重篤な新生児に対する心臓血管外科治療は、外科治療の技術だけではなく、診断能力はもとより麻酔管理、術前術後の全身管理といったチーム医療が必要になる高度先進医療である。平成24年度は、1,000g未満の超低出生体重児を含む体重1,500g未満の極低出生体重児の動脈管閉鎖症を3例、肺動脈絞扼症を1例施行し、全例が生存している。平成24年度より、このような患児の手術と術前後管理だけを当院で行い、循環動態が落ち着いた後に紹介元のNICUへ戻すことを行っており、他施設と連携したモデル的な医療体制を提供している。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
			<p>(免疫不全症に対する治療) 慢性肉芽腫症における肉芽腫形成へのサリドマイド療法を4例に、アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対するPEG-ADAMに酵素補充療法を1例に、メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症 (MSMD) に対する大量インターフェロングガンマ療法を1例に実施した。</p> <p>(ライソゾーム病に対する酵素補充療法) 当院は、現在承認されているゴーシェ病、ポンペ病、ファブリ病、ボンベ病、ムコ多糖症Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅵ型の6疾患すべてに対する酵素補充療法を実施している日本でも唯一の医療機関である。さらに、主ルキオール病の酵素補充療法の国際共同治験に参加している日本でもただひとつの医療機関でもある。平成24年度は、定期的酵素補充療法、同補充療法の経過観察などで毎週数十名の患者が来院し、ライソゾーム病の診療・研究において、我が国の中心的存在になっている。</p> <p>(ライソゾーム病の迅速診断) 酵素補充療法の効果を最大限に引き出すためには、早期診断による早期治療が必要である。これを実現するために、乾燥ろ紙血を用いた迅速診断法を開発し、ボンベ病、ムコ多糖症、ファブリ病、ニーマンピック病C型や副腎白質ジストロフィーなどの治療が可能なライソゾーム病等を対象とした新生児スクリーニングパイロット研究を実施しており、今年度には当院出生の新生児の80%が参加した。</p> <p>(痙性麻痺に対する治療) 痙性麻痺など種々の原因に起因する痙性麻痺は、患児のQOLを著しく低下させ、介護者の負担を増やす重篤な病態である。思いつく型ポンプを用いたバクテリウム輸注療法は、痙性麻痺に対する画期的な治療法であるが、神経外科的な技術に加えて、麻酔/集中治療管理の難しさ、リハビリの必要性から実施可能な施設は少ない。平成24年度は、全国の患者6例に施行した。</p> <p>(神経難病に対する治療) 難治性の神経疾患であるジストニア10例に対して磁気刺激を用いた大脳半球抑制の解析結果から選択した治療、結節性硬化症 (脳腫瘍、腎腫瘍) 1例に対するアフィニートールによる治療を行った。てんかんの2例に対するステイリパントールによる治療を行った。</p> <p>(炎症性腸疾患に対する診療) クローン病をはじめとする炎症性腸疾患の小児患者に対するカプセル内視鏡検査を試み、平成24年度は30例で施行した。カプセル内視鏡は従来の内視鏡に比べて低侵襲で、小児患者に適している。また、このような患者は慢性的な栄養障害、排便障害のためにQOLが低いので、平成24年度より認知行動療法を開始した。</p> <p>(難治性腎疾患・リウマチ・膠原病に対する治療) 難治性ネフローゼ症候群と難治性ANCA関連血管炎に対するリツキシマブ療法の臨床治験を40例で、難治性膠原病に対するミコフェノールモフェチル投与の臨床研究を30例で行った。</p> <p>(先天性奇形症候群の遺伝子解析) 通常の染色体解析で異常を検出できなかった先天性奇形症候群60例に対して、遺伝子診断を行うと共に新規染色体アレイ検査も行った。</p> <p>(先天性難聴に対する治療) 先天性難聴の原因を特定することは難聴の予後や治療方針の決定に大変有用である。現在齋藤による先天性サイトメタゲロウイルス検査、既知の難聴遺伝子検査を行っているが、さらに次世代シーケンズを使用した難聴遺伝子検査を行うための体制作りと準備を行った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 成育疾患に基づいて、最新の知見に基づいた医療の提供を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 成育疾患における最新の知見に基づいた医療を提供するとともに、その普及に努める。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 (救急医療) 小児救急医療が社会問題化しているなかで、当院は開院以来、全ての救急患者を受け入れ、院内でトリージングを行って緊急度に応じた診療を行っている。平成24年度は、合計32,975名の救急患者（救急車の受け入れは3,598台、応答率97%）を受け入れた。救急患者のトリージング別内訳は、蘇生513名、緊急4,469名、準緊急12,191名、非緊急15,595名であった。</p> <p>(搬送医療) 重篤な患者を他施設に迎えに行き、状態を安定させた後に救急車やヘリコプターで当院の小児ICUまで搬送すること（「mobile ICU」：「動くICU」）は、当院のような小児医療の中核的な病院の使命である。わが国では小児の重症患者管理、特に搬送中の全身管理技術が普及していないため、未だ標準的な医療となっていない。平成24年度、当院の搬送チームは94名の重症患者を搬送、救命した。</p> <p>(川崎病の診療) 川崎病に対する大量ガンマグロブリン療法は今や標準的な治療であり、平成24年度は130例に実施してその効果を示した。しかし、症状軽快後のフォローアップ方法や不全型症例、不応例に対する治療法は未だ一定していない。一施設として屈指の症例数を有する当院では、地域の医療施設と連携したフォローアップ体制を創るとともに、難治例に対するインフリキシマブ、血漿交換を含めた川崎病診療の標準化を図っている。</p> <p>(小児難聴の診療) 新生児・小児の難聴患者50例に対して、臨床症状、聴力検査、聴性脳幹反応による難聴の程度の総合的な評価および内耳画像診断による難聴の原因検査を行い、補聴器や手術（鼓室形成術、人工内耳）、言語療法、教育・療育現場との連携を組み合わせて、個々に適した治療方法の提供を行った。</p> <p>(乳児の頭蓋形態の異常に対する診療) 「赤ちゃんの頭の形外来」を開始し、受診した220例のうち110例に対して、米国のFDAに連携した頭蓋形状誘導ヘルメットによる治療を行った。この医療の提供は、乳児頭蓋の形態異常の診断と早期介入を、目指すものであり、また同時に頭蓋縫合早期癒合症のスクリーニング法の開発にも資すると期待している。</p> <p>(皮膚バリア機能評価の均てん化) 小児では年齢による乾燥肌と病的乾燥肌の境界がはつきりせず、生活指導に苦慮することがあるので、基調度を評価するためにラマン計、蒸散計などを用いて皮膚バリア機能の測定を平成24年度より開始した。基準値の設定、各測定値間の相関を検討して測定法の均てん化を図っている。</p> <p>(慢性疾患児のうつろいの早期発見と介入) メンタルヘルスケアモデル開発ナショナルプロジェクトの一環として、慢性疾患児のうつろいの早期発見と介入に関する認知行動療法を標準化するプロジェクトを推進した。平成24年度は炎症性腸疾患児に対しての介入を行った。</p> <p>(トラウマを受けた子どもの予防および治療) トラウマを受けた子どもの予防および治療の標準化を行った。特に海外で有効性が確認されているトラウマに焦点化した認知行動療法を日本で初めて実施した。</p> <p>(「女性総合外来」と「安心して産めるから健診」) 当センターの「母性診療の一環として、我が国における母性医療の標準化を推進するため「女性総合外来」(平成24年度約100名)を設置しており、平成25年3月から「安心して産めるから健診」を開始して、女性の健康をサポートする医療を提供した。</p> <p>(重症産性麻痺に対する治療) バクテリオフェン髄腔内投与療法を開始した。これは、産性麻痺など種々の原因に起因する重症な産性麻痺に対し、バクテリオフェンの髄腔内持続投与を行う治療である。実施可能な施設が少なく、全国から患者の紹介がある。また、磁気刺激を用いた大脳半球抑制の解析からジストニア治療薬の選択（CZP、パクロフェン）をするという医療、アフィニートールによる結節性硬化症（脳腫瘍、腎腫瘍）治療、ステイリルペンツールによる重症乳児ミオクロームススてんかんの治療を行っている。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>チーム医療の推進、</p>	<p>② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組み。</p>	<p>② チーム医療の推進 診療科の枠を超えた複数科による横断的な診療体制を更に推進するとともに、様々な職種との連携を行い、発達に関するリスクを抱えた小児を継続的に評価（フォロー）するするための発達評価外来の充実を図ることにより、チーム医療を推進する。 また、複数の職種から構成される院内合同カンファレンスを年に400回以上実施する。</p>	<p>② チーム医療の推進 多診療科、多職種にわたるチームで複雑な病態を持つ小児と妊産婦の患者を診療することが、当院の診療姿勢の基本である。この基本姿勢を堅持するために、以下の方策をとっている。</p> <p>1. 総合診療部の設置 内科系、外科系の各専門診療部を横につなぐ総合診療部を置き、チーム医療の土台をつくる機能を担わせている。実際、小児の入院患者の約65%には総合診療部が担当医チームに加わっており、各臓器系統別の専門医の強力なサポート役、あるいは黒衣となつて、看護師、コメディカルと共にチーム医療を推進している。</p> <p>2. 中央診療部門の強化 質の良いチーム医療を行うためには、高い能力を持つ中央診療部門（麻酔、集中治療、放射線、病理、検査、感染系統制）の存在が重要である。当院はわが国で未だ数少ない小児ICU20床を有し、集中治療専門医と臓器系統別専門医がチームを組んで重症患者を治療する体制をとっている。放射線診療部門は24時間体制で全ての画像診断（造影）を行い、感染症科は同じく24時間体制で各科からのコンサルテーションを受けてチーム医療を支えている。</p> <p>3. 教育研修の充実 若手医師が各科をローテートすることは、人材を育成するためばかりではなく、各科間の信頼関係、緊張関係を維持し“風通し”を良くしてチーム医療を推進するうえでも意義深いと考えられている。当院の小児医療系レジデント（各学年14名、3学年制で合計42名）は、質量ともにわが国有数の小児科後期研修医で、当院のチーム医療の底支えをしている。</p> <p>チーム医療の具体的な姿である多診療科、多職種によるカンファレンスは合計66あり、今年度の定例での開催回数は500回以上であった。当院に特徴的な診療チーム、カンファレンスとして、川崎病チーム、胎児カンファレンス、腫瘍カンファレンス、SCANチームを挙げよう。</p> <p>川崎病チームとは、年間120例以上の川崎病患者の診療に関与する小児科・思春期科、循環器科、腎臓・リウマチ・膠原病科、消化器科、肝臓科、免疫療法研究室（研究所の免疫アレルギー研究部）のチームである。患者の担当となる小児科・思春期診療科を中心に、毎月ボート・ミーティングを開催して、カンファレンスで大量療法の効果と血中サイトカイン動態との相関や難治例に対するインフリキシマブ（抗TNF-α抗体製剤）の投与や血漿交換といった先進的な治療の効果を検討し、川崎病診療の標準化と新たな治療法の開発に努めている。</p> <p>胎児カンファレンスとは、出生前に診断された胎児疾患に対して、胎児診療を中心に、産科、新生児科、必要に応じて外科、脳神経外科、循環器科、心臓血管外科、泌尿器科、麻酔科、遺伝科、このころの診療部を加えて行っているカンファレンスである。これらの診療科の医師と看護師、助産師、ソニシャルワーカーが胎児診療チームを作り、出生前から母児の管理を行っている。</p> <p>腫瘍カンファレンスとは、固形腫瘍カンファレンス、血液腫瘍カンファレンス、脳脊髄腫瘍カンファレンスに分けて腫瘍患者に対する適切な集学的治療を提供するための議論、合意形成を目的にそれぞれ2週間一度開催しているカンファレンスである。腫瘍科、病理診断科、外科、放射線診療科、研究所の小児血液・腫瘍研究部を軸に、必要に応じて脳神経外科、耳鼻科、泌尿器科、移植外科などが参加する。臨床研究も含む高度先進的な診療ができると、ドナーを留意して臓器移植を視野に入れた思い切った腫瘍摘出手術を選択実施にできることが、当センターのチームによる腫瘍診療の特徴である。</p> <p>SCAN (Suspected Child Abuse and Neglect) チームとは、虐待が疑われる症例に対応するチームで、MSWを中心に、このころの診療部、看護部、放射線診断科、眼科、小児科、思春期診療科を軸に、必要に応じて脳外科や救急診療科、集中治療科、集中治療科、移植外科、外科、泌尿器科、移植外科などが参加する。臨床研究も含む高度先進的な診療を通してSCANチームに連絡が入り、患者担当医を支援するとともに、児童相談所との連携のもとに家族への告知も行う。チームメンバーは毎月の定例のミーティングで症例の検討を行っている。今年度は1105例に対応した。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>入院時から地域ケアを見通した医療の提供、</p> <p>医療安全管理体制の充実、</p> <p>客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるように、医療連携を担う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。</p> <p>また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。</p> <p>このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比し5%以上増加させる。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）の充実を図り、平成24年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、3%増加させる。</p> <p>また、重症の障害をもつ患者や高度在宅医療を必要とする患者、家族への在宅移行支援を推進する。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>退院支援チームは、退院後の地域における継続した医療や在宅ケアへの適切な移行を支援するために、医療連携員および入院退院支援看護師を各退院支援の部門のスタッフによって、ケースごとにメンバールーム編成し退院支援を実施した。チームは、主に高度在宅医療を必要とするケース、退院後に地域と医療連携、看守連携を必要とするケースに対して支援を実施した。NICUに入室した患者は、退院支援の必要があるかを事前に把握し、退院支援チームの早期にスクリーニングを実施した。在宅医療ケアを必要とするケースや育児支援を必要とする退院困難なケースに対して、退院支援チームを発足し対応した。関与した退院支援ケースで実際に退院に至った件数は、22件であった。また、これとは別に、入院期間が2年以上に及び、退院の目的が立っていない6件を対象にして家族や関連医療機関・療育機関へアプローチを開始した。</p>										
	<p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p>	<p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。</p> <p>また、医療安全研修を見直すとともに、eラーニングによる研修を含めた研修受講率を80%以上とするよう努める。</p>	<p>退院支援チームが関与した退院困難なケース数</p> <table border="1" data-bbox="555 73 627 913"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20件</td> <td>22件</td> <td>22件</td> <td>22件</td> <td>2件 (10.0%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理委員会を月1回開催し、インシデント集計・分析報告をもとに病院における安全管理に必要な調査を行い、対策（検体ラベルの再印刷禁止の再徹底、輸血検体認証徹底のためのカルテ記載機能追加、アラーム対応の徹底等）を立案、各部署に周知した。また、リスクマネージメントマニュアル（術前・術後指示の運用、院内の緊急事態の連絡・対応システム）を改訂し、院内に周知した。</p> <p>全職員対象に医療安全研修会を7回実施するとともに、「医療安全ポケットマニュアル」を再編し、eラーニングを2回（6月、12月）実施し、受講率は6月83.6%、11月98.5%であった。また、「医療安全ポケットマニュアル」の見直しを実施、第2版を作成・配布し、医療安全への意識向上を図った。</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	20件	22件	22件	22件	2件 (10.0%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
20件	22件	22件	22件	2件 (10.0%増)									
	<p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。</p>	<p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>病院機能評価の受審について検討を開始するとともに、国立病院機構と同様の患者満足度調査の他、小児科及び産科を対象とした当センター独自の患者満足度調査についても引き続き実施し、調査結果について分析を行う。</p>	<p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため、医療連携・患者支援センターを設置し、センター内に患者相談専門職、医療ソーシャルワーカー及び専任の窓口対応職員を加えた常設の相談窓口を設け、診療に関する心理的・経済的諸問題などについての相談に応じ解決への支援を行っている。ソーシャルワーカーの相談受付電話については24年度に窓口を一本化し、院内外からの受け付けをスムーズにした。</p> <p>また、家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応をするために、従来より実施している患者満足度調査をより患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大し実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と、改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。</p> <p>なお、病院機能評価については、平成26年2月の受診に向けての受診に向けた準備を進めている。</p>										

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。</p> <p>周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊娠婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健関係機関と連携し、心の問題に対するモデル的な医療を提供する。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の診療ネットワーク事業に参加している地域及び病院との連携を密にし、ネットワークを図るとともに、医師やコメディカルスタッフに対して研修を行う。 また、東日本大震災により被災し転出を余儀なくされた児童への心のケアや心の問題及びその支援のあり方について研修や提言を行う。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を2回行った。「平成23年度 厚生労働科学研究所補助金 成育疾患克服次世代育成基盤研究事業 子ども心の心の診療拠点病院における診療とそのシステムの効果的あり方」および多職種人材育成に関する研究(研究代表者 奥山眞紀子) 分担研究 子ども心の心の診療およびその拠点病院システムにおける費用と効果に関する研究(分担研究者 植田紀美子)」により事業全体の評価がなされたが、当該事業における目標値を設けることにより病院ごとに時系列にてベンチマーク項目を定めていくことが、その時点で患者動向や子どもの心の診療の周知度を高めるための指標として重要であるとの研究結果をうけ、研究の調査項目を参考に当該事業として各拠点病院の基礎データおよび事業項目を調査することに至った。平成23年度分より遡り調査を行ったが、会議内で議論を重ねた結果、研究し、再度調査項目に加えて、子どもの心の診療に従事するコメディカルの項目を増やし、かつ事業項目を整理し、再度調査項目により本事業が地域での稼働に機能しているのか見えていくこととなった。また、当該事業の普及および連携の促進を目的として、全国的に発達障害や摂食障害が診療できる医療機関MAPや市内の子どもの心の診療に関連する医療機関や教育、福祉機関などのMAPが中央拠点病院のホームページを活用し、作成できないか検討中である。 東日本大震災に関する研修は、現在研究のため、研究の結果を受けて研修を実施することとし、平成24年度より開始されたメンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクトである、「慢性疾患をもつ子どもたちのつづへのケア」に関して、日本小児科学会と主催で研修会を実施し、148名の参加があった。 また、中央拠点病院として、全国の研修会や子どもの心の心の診療に関する情報をメールにて月1〜2回程度配信を実施した。</p> <p>② 周産期・小児医療における中核的な役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周産期医療の提供 GCU(新生児集中治療室)12床の増床を行い、平成25年5月に総合周産期センターの認可を受け、MFICU(母体胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)を有効に活用することが可能になった。母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を行い、周産期医療体制の中核的な役割を果たした。 2. 小児医療の提供 高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、中核的な役割を果たしている。 救急患者数 平成24年度は、32,975名の小児救急患者を診療し、3,598名の救急車搬送を受け入れられており、日本でも一、二を争う数の小児救急患者を診療している。32,975名の来院患者の中で、「蘇生」および「緊急」とトリアージされた患者は合計で4,982名(15.1%)、入院となった患者は4,203名(12.7%)で、これらはいずれも小児救急医療として高い数字であり、緊急度、重症度の高い患者が集約されていることを示している。 重症患者の緊急“迎え”搬送 他院からの搬送要請に応じて、緊急で他院まで“搬送チーム”を派遣し、患児の状態を安定させてから当院まで搬送転院させるという緊急“迎え”搬送を行い、地域の医療機関と連携して小児救急医療の中核的な役割を果たしている。平成24年度は94名の重傷患者を搬送し、平成23年度の40名から大幅に増加した。 東京子ども救命センター事業 平成22年9月に開始した事業が3年目に入り、平成24年度にはこの事業に則って他施設から602名の患者を受け入れることにより、小児重症患者の集約化が進んでいる。 地域医療機関と連携した初期救急医療 平成23年6月より世田谷区医師会と協定を結び、地域のクリニックの小児科医3名が当院と協力して夜間の初期救急医療患者の診療に携わっており、重症救急患者の集約化とともに、小児救急医療体制のモデルを構築している。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、</p> <p>モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>成育医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う。センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>研究所は成育医療研究における優れた人材育成を目指し、センター内外から長期的かつ統括的観点から幅広い育成を図るとともに、積極的に人材育成の場を提供する。また、病院は成育医療に精通した先駆者のかつリーダー的人材の育成を図り、これら人材を全国に輩出することによって、日本における成育医療の均てん化を推進する。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした最新の成育医療情報を発信する研修・講習を企画・実施する。成育医療全般における最新の医療情報を積極的に提供し、各種研修・講演会等を、センター外の医療従事者等を対象に年間20回以上開催する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>病院では成育医療研修会を通じて多くの研修生を受け入れた。医師、薬剤師、看護師、看護士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く実習生を受け入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。日本救急看護学会トリアージナース教育コース、小児看護専門看護師教育課程、理学療法士学生臨床実習、作業療法士学生臨床実習、言語聴覚療法士学生臨床実習、診療放射線技師コースの研修生を受け入れた。さらに、救急診療科では看護師、臨床工学技士、救急救命士に対して、多数のトリアージナースを養成し、研修を行った。東京医療センターおよび関東中央病院の初期研修医に対して小児医療研修をそれぞれ1~3か月間行った。</p> <p>平成24年度は留学期間延長1件、新規申請2件の審査を行い、いずれも優秀な業績を残し、帰国後のセンターの貢献も期待できることから承認とした。平成25年4月現在、トロント大学に2名、ハワイ大学1名が留学している。他に小児科医師が、公益財団法人 万有生命科学振興国際交流財団海外留学助成に応募し受賞、平成25年6月より留学予定である。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を年24回企画・実施した。臨床研究センター指定に先立って、UCSFのTakayama教授とネット回線を通じてDesigining Clinical Researchについて研修会を行った。2012/9/1~12/11に合計7回実施し、のべ76名が受講生およびメンターとして参加した。</p> <p>実施に当たっては、最新の成育医療情報を用いた、各種研修・講演会等をセンター外の医療従事者等を対象に年間24回開催し、成育医療の均てん化を推進した。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>国内全域の中核的医療機関等との診療科を超えた継続的な連携と協力を保ちながら、最新情報や技術をセミナー等において全国に発信・公開することにより、確固たるネットワークの維持を図る。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>臨床研究セミナー、小児整形外科カンファレンス、小児病院カンファレンス等を通じて、標準的医療等の普及を図った。</p> <p>PIUに専従医の少ない施設へ診療支援を行い、標準的な医療が当院以外でも行われるようなシステム作りを平成22年度から引き続き行っている。</p> <p>看護部では、日本小児総合医療施設協議会看護部長部会の下に専門領域で活動する看護師のネットワークを作っている。(感染管理ネットワーク、医療安全ネットワーク、地域連携ネットワーク、皮膚排せけケアネットワーク、小児がん看護ネットワーク、小児周術期看護ネットワーク、小児集中治療看護ネットワーク)耳鼻咽喉科では、定期的に小児病院耳鼻咽喉科の合同カンファレンス(成育、千葉、さいたま、神奈川)を行い、都立ろう学校(大塚、永福、立川など)と定期的にカンファレンスを開催している。</p> <p>消費者庁・国民生活センターとの「医療機関ネットワーク事業」を行っており、事故情報の収集を行い、再発防止対策の作成に役立っている。</p> <p>また、地域の療育の拠点である世田谷区総合福祉センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどと定期的にカンファレンスを開催している。</p> <p>小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。また、能力測定技術講習会や補聴器相談医委嘱のための講習会に講師として協力している。</p> <p>世田谷区医師会との協定により地域連携体制を構築し、小児夜間・休日診療に地域の開業医等3名が当センターの小児夜間・休日診療に当たっている。また、レジデント研修プログラムとして、世田谷・玉川区医師会との協定により、当センターの医師が地域の開業医で研修を行っている。</p> <p>地域の医師、コメディカル等を対象に、当センターの職員が講演者となって以下の懇話会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 成育医療研究センターの取り組みに関する新しい医療 小児のVPD(ワクチンで予防できる疾患)の疫学 小児がんのこともと家族 在宅人工呼吸器を使用する子どもの呼吸管理 <p>小児と菓ネットワーク推進室を新設し、全国の小児医療機関等からなる小児医療機関ネットワークを活用して、副作用情報や投与量情報等を収集する体制の整備を開始した。情報収集にあたっては、日本小児総合医療施設協議会(JACHRI)加盟施設等から構成されているネットワークの人的・機能的ネットワークを基盤として活用する。同時にネットワークのIT化により、データベース整備と情報処理環境整備を実現する。</p>
<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関する情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づき診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>成育疾患については、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を手で取り組んでいる新しい医療ルママガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開するとともに、日本語版・英語版のセンターパンフレットの赤実を図る。</p> <p>成育疾患の均てん化のため、平成23年度までに整備が進んだテレビ会議システム等を活用した情報発信を一層充実させる。</p>	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>成育疾患に関する情報は、各部門で開催する講演・セミナー・グラウンドラウンド等を通じて収集・評価されている。</p> <p>医療者向け、一般市民向けの公開講座は、平成24年に11回の開催実績がある。</p> <p>センターのWebサイト内で、平成24年度Webサイトの年間ページ更新数1,073件(前年度比32減)と、引き続き最新情報の積極的提供を推進した結果、サイト全体の平均ページビューは47,080件/日(前年度比2,491増)であった。年度後半の「無母胎の出生前遺伝学的検査」についての豊富な情報発信がアクセス数の伸びに貢献した。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。</p> <p>新たな広報戦略を図るための広報戦略部を設置し、パンフレットについて、大幅に見直しを行い製作した。</p> <p>メールマガジンは24年度には11本配信し、配信先は480(前年比38増)、すこやかジャーナルは12本配信し、配信先は1,859(前年比76増)であった。</p> <p>テレビ会議システムについては、機器の管理を情報管理部が担当し、各部署が手配に利用できるよう環境を整えた結果、毎週1回程度の利用実績が定着し、装置の予約を行った利用は、平成23年度の11件に対し、平成24年度は48件と増加している。</p> <p>医師・小学校教育・療育関係者・難聴児家族を対象に軽・中等度難聴児への支援や補聴器装用の必要性などに関する第2回市民公開講座を開催し、院外から大勢の参加者が集まり意見交換を行った。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにすべく、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけをもち、実情に即したものであるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に引き続き取り組むとともに、関連医療機関及び学会等と協力し、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 平成24年度において、成育疾患に関する研究に精力的に取り組んだ。特に長年にわたり国立成育医療研究センターが独自に行ったことホト研究の資産を有効活用し、ゲノム及びエピゲノム解析による成育疾患の解析を精力的に行った。これらのゲノム解析およびエピゲノム解析は、本センターで行う遺伝子治療や再生医療に貢献できた。また、追隨する他の医療機関の遺伝子治療や再生医療の貴重な参考データとして活用、あるいは厚生労働省等に活用できる。本研究により、再生医療にかかわる法律制定に向けた政策提言に資する科学的見地を提示できた。 国が行うIPS・ES細胞の承認や治療に関する委員会に参画し、専門的提言を行っている。 小児遺伝性特定疾患事業の中心的な役割を果たし、日本小児学会と協力して見直し作業に貢献した。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしており、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしており、場合によっては、迅速かつ適切な対応を行う。また、そのような事態に対し準備する。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 センター内の危機管理体制を強化するとともに、危機管理マニュアル(災害対応)の更新を行う。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 危機管理マニュアル(災害対応)の改訂を行うとともに、災害想定シミュレーションを院内全体で反復し、センター内の危機管理体制を強化している。 DMAT隊を保有し運用しており、常設小児専門施設としては全国唯一である。他隊が携行しない小児用資機材を常備して小児災害医療へ対応し重篤小児患者を救命する体制を整備している。 災害時に全国の小児専門施設および小児診療に熟練した救急施設の病床状況を一括把握するネットワークを東日本大震災時に稼働させた後も維持しており、災害時に重篤小児患者の域外搬出先の選定を支持する情報提供を可能としている。 新型インフルエンザを始めたとした感染症の発生に適切に対応するため、感染防御の実習を反復するとともに、感染症患者の院外搬送訓練を実施するなどを通して、事象発生時の診療体制を整備した。</p>
<p>(2) 国際貢献 我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>(2) 国際貢献 研究成果を諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>	<p>(2) 国際貢献 研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。また、外国人研究者等の受入れを行う。海外からの入院・治療の紹介及び依頼に対応するため、諸外国との英語による連携対応窓口の整備に努める。</p>	<p>(2) 国際貢献 国際共同研究を推進するため米国のChildren's National Medical Center (http://www.childrensnational.org/research/OurResearch/)との協議を開始した。英文論文数は224件と過去最高であった前年に比しても11件増加した。IF30以上の雑誌への原稿論文が4編であった(平成22年度、23年度はそれぞれ1編) ことなど内容としても充実していた。平成24年度で受け入れた外国人研究者の数は、15名であった。 医療連携・患者支援センターに設置した医療連携関係者を基点として成育医療における海外、外事を担う機能を開始した。渉外活動として、海外研修者受け入れに関連する連絡業務を行い、24年度に6か月の長期の海外研修生1名の受け入れのサポートを行った。また、海外からの受診希望やセカンダリ・ニオンの依頼について英語対応が可能な事務職員を複数配置し、速やかな連絡・調整が図れるよう努めている。 24年度に海外から診療を依頼された件数は、23年度の66件に対して41件と大幅に増加した(問い合わせの国は、ロシア・トルニア・アルゼンチン・カザフスタン・中国などであった)。案件ごとに顕著な情報のやり取りが行われたが、実際の診療件数は11件(肝移植)であった。 平成25年3月に北京日中友好病院と連携協定を結んだ。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を毎年事業計画を通じて経営管理により、5年間の取支相償の経営を目指すこととし、5年間の累計した損益計算において、経常収支率を100%以上とするよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 給与水準の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう更に検討を行う。</p> <p>② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費等の抑制に努める。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行う等により診療報酬上の上位基準取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト削減に努めることにより、全体として収支改善を推進した。</p> <p>結果として、経常収支は799百万円の黒字、経常収支率は103.5%となり、平成22年度以降3期連続の黒字を達成した。</p> <p>① 給与水準の適正化 職員給与における基本給については、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員については若年層の給与水準は委えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直し、その水準を維持している。</p> <p>また、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」と同水準の給与改定を平成24年5月と9月に役員及び管理職を対象に実施した。</p> <p>② 材料費の節減 1. 医薬品等の共同購入 医薬品、検査試薬及び医療材料については、平成24年度よりNCに加え独立行政法人国立病院機構とともに共同購入を行い、共同購入のスケールメリットを生かした購入を行った。</p> <p>【共同購入の品目数及び割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品： 8,324品目（総契約品目数 8,458品目） 98.4%（平成23年度 98.6%） ・ 検査試薬： 3,072品目（総契約品目数 3,077品目） 99.8%（平成23年度 98.9%） ・ 診療材料： 431品目（総契約品目数 3,308品目） 13.0%（平成23年度 12.7%） <p>※総契約品目数については、常時使用を予定している品目数。</p> <p>2. 使用医薬品の集約、後発医薬品の促進 薬剤委員会を通じて同種同効医薬品の整理による使用医薬品の集約や後発医薬品の採用・使用促進により医薬品費の削減に努めた。</p> <p>【後発医薬品採用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目ベース 平成23年度 11.2% → 平成24年度 11.3% ・ 購入数量ベース 平成23年度 22.1% → 平成24年度 18.9% <p>【材料費率 平成23年度 26.8% → 平成24年度 25.6% (1.2%減)】 材料費率については、医薬品等の共同購入による購入単価の引き下げ、診療報酬上の上位施設基準の取得等による医薬収益の増等により、25.6%となった。</p>	<p>平成24年度の業務の実績</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成21年度に比し、中期目標期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上削減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直しを進めるとともに、コスト削減を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組み、定期的な支払案内等の督促業務を行うことと、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の削減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度（平成21年4月～平成22年1月） 医業未収金比率0.05%</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>③ 一般管理費の削減 平成24年度においても引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費削減に努めることとし、平成21年度に比して、15%以上の削減に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建設資材等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、引き続き新規発生の防止に取り組みと、定期的な支払案内等の督促業務を行うことと、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の削減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p>	<p>③ 一般管理費の削減 平成24年度において引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費削減に努めることとし、平成21年度に比して、15%以上の削減に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建設資材等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、引き続き新規発生の防止に取り組むと、定期的な支払案内等の督促業務を行うことと、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の削減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p>	<p>③ 一般管理費の削減 一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減、消耗品等の費用削減など、経費の縮減、見直しを図り、平成21年度に比して26.2%（169百万円）削減を図った。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築工事の実施にあたっては、過剰な仕様となっていないか施設・医療機器整備委員会等で検証を行っている。また、予定価格の積算は、建設物価、積算資料等市場単価等の資料を参考にを行い、適正なコストとなるよう取り組んだ。</p> <p>【平成24年度に実施した工事】 ①教育研修棟棟修繕工事 ②ハイオクペンク棟増築工事 ③院内保育所改修工事</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行い、新規発生の防止という観点から、分娩入院の患者を対象とした事前の預かり金制度やクレジットカードの取引会社を増やすことにより、患者サービスの向上を図るとともに、平成24年度は、クレジットカードの取引会社を増やすことにより、患者サービスの向上を図る計画の数目標（0.05%）を上回る低減ができた。 レセプト点検については、診療報酬委員会によるチェック体制の徹底及び高額レセプトに対する再チェック実施で適正な請求事務を行うようになっている。</p>
<p>2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>2. 電子化の推進 (1) 電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づき独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>2. 電子化の推進 (1) 電子化の推進による業務の効率化 センター内外で利用する文書の電子化・管理強化を図る。 また、平成23年度に設置した情報管理部を適切に運営することにより、引き続き情報解析及びセキュリティ管理体制の充実を図る。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施 引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。</p>	<p>2. 電子化の推進 (1) 電子化の推進による業務の効率化 平成24年度に、情報管理部に新たに診療情報管理士1名、システム管理専門職1名を増員し、情報の解析や文書管理の強化に対応できる体制を強化した。病院内で利用する患者向けの文書や診療マニュアルなどを書管理システムでの管理に置くことにより、患者向けの登録文書は362件、業務マニュアル・手順書の文書は801件が電子的に管理化されている。 情報セキュリティ対策としては、情報システム利用時パスワードの利用文字種や最低文字数といったポリシーの厳格化や、パスワード有効期限設定の見直し、退職者の使用権削除の基準遵守などを強化した。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施 財務会計システムの適切な稼働を図ることにより、企業会計原則に基づき事務処理を行い、月次及び年次での決算処理を速やかに実施することができた。 月次決算では、財務会計システムから作成される財務諸表の数値（収支状況、人権費率等）のほか、システムから作成される数値（患者数、診療点数、平均在院日数等）を組み合わせて、多角的な観点から詳細な分析を行った。 また、月次決算により、早い段階での問題点把握とその対応策の検討を行い、幹部を対象とした執行役員会議や職員を対象とした診療管理連絡会議等において報告し、センター全体として経営に参加する意識を高めるている。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、監査室等の組織を構築する。契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監査室による業務監査及び監査法人による外部監査を実施し業務強化を図る。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化の強化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 (1) 内部監査の実施 独立行政法人化した平成22年度当初から、総長の下に独立した組織として監査室を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき監査を実施している。 センターの業務運営の適正性及び効率性を監査し問題点の検討及び改善を図ることとしており、平成24年度は、内部監査細則に基づき内部監査重点基準を定め、監査手続の明確化を図った。 そのうえで、①外部資金による研究費等の経理に関する事項、②契約に関する事項、③収入管理・債権管理に関する事項、④給与・勤務時間管理に関する事項、⑤法人文書管理に関する事項、⑥倫理規程・行動規範の遵守状況及び内部通報事務の実施状況を重点事項とする内部監査計画を策定し、監査を実施している。 (2) 監事による業務監査の実施 監査室及び会計監査人と連携のうえ、当センターの業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理の適正を期することを目的として、センターの業務がその目的を達成するために合理的かつ効率的に運営され、またセンターの会計に関する事務処理が法令その他の諸規程等に依り適正に行われているか監査している。 監査事項は、①関係諸法令及び諸規程等の実施状況、②中期計画その他の重要事項の実施状況、③高度専門医療に関する研究を行う独立行政法人に於けるセンターの業務の運営状況、④組織及び人事管理の状況、⑤予算実施計画、収支計画及び資金計画の執行状況、⑥現金等の出納及び保管の状況、⑦資産の取得、管理及び処分状況、⑧財務諸表及び決算報告書に関する事項、⑨契約の締結及び執行の状況、⑩その他監査の目的を達成するために必要な事項としている。 平成24年度は、その中で特に、①科学研究費に関する物品購入手続の適正性の妥当性等、②契約に関する審査・監査体制を重点事項として取り組んでいる。 (3) 会計監査人による外部監査の実施 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、財務諸表、決算報告書及び事業報告書等について会計監査人（公認会計士）による独立行政法人の監査の基準に準拠した監査を受審している。 また、会計実務担当者の能力向上を目的とした簿記研修会（基礎編及び熟練編）、コンプライアンスの意識高揚を図るための研修会を会計監査人が講師となって開催している。 (4) コンプライアンス活動 独立行政法人化した平成22年度当初からコンプライアンス室を設置しており、外部から弁護士を室長に選任している。 平成23年度からコンプライアンスホットラインを開設し、センターで勤務している職員等が弁護士に相談しやむを得ない職務整理に努めたところであるが、平成24年度から相談時間を更に増加させ充実を図っている。 また、予防に重点を置いたコンプライアンス活動の推進や、問題ごとに発生から解決までの手続の流れのシステム作りに取り組んでいる。 (5) 契約監視委員会による点検・見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約の点検・見直しを行うため、監査室を事務局とし監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、①競争性のない随意契約の妥当性、②一者広札・一者応募が続いた場合の競争性を確保するための改善方策の妥当性、③落札率が100%となっている契約の予定価格設定に関する妥当性、等の点検・見直しを実施し、関係部門への提言を行っている。 平成24年度は、平成23年12月から平成24年12月までに締結された225件の契約について審議を行い、一者広札・広募等事案についてフォローアップ票を作成のうえ委員会報告し、事後点検を受けている。 委員会審議の議事概要及びフォローアップ票については、ホームページにおいて公表している。 (6) 契約業務の競争性、公平性、透明性の確保 契約業務については、原則として1件の契約予定金額が100万円を超える案件については、一般競争入札によるものとし、一定金額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ契約に関する重要事項の審議を行っている。 契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらずホームページにて公表することにより競争性、公平性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行した。 (7) その他 株式会社メド域取が当センターに対し3.8億円の債権があることについては、同社から債権の内巻が開示されていないため事実確認ができていない。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

平成24年度計画		平成24年度の業務の実績	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期予算の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>3 予算、収支計算書及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や委託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や委託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を一層推進する。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成24年度においても長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の高）を減少させる。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画 平成24年度 34件 39,754千円 122件 830,511千円 130件 202,454千円 35件 97,310千円</p> <p>【外部資金獲得状況】 寄附 39,754千円 厚生労働科学研究費 122件 830,511千円 文部科学研究費 130件 202,454千円 その他の競争的資金 35件 97,310千円</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センター機能の維持・向上のための整備については長期借入を行わず、内部資金等を活用する事によって行った。 また、固定負債（長期借入金の高）については約定どおり償還を行い、その残高を減少させた。</p> <p>【財政融資資金】 平成23年度未残高 8,881,077千円 平成24年度償還額 元金 682,888千円 利息 107,325千円 合計 790,213千円</p> <p>平成24年度未残高 8,198,189千円</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画 平成24年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成24年度の決算において796百万円の剰余が生じたため、積立金とすることとしている。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期予算の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>3 予算、収支計算書及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や委託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画 平成24年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成24年度の決算において796百万円の剰余が生じたため、積立金とすることとしている。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 平成24年度における短期借入金はない。</p>	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期予算の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>3 予算、収支計算書及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や委託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画 平成24年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成24年度の決算において796百万円の剰余が生じたため、積立金とすることとしている。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 平成24年度における短期借入金はない。</p>	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

<p>中期目標</p>	<p>中期計画</p>	<p>平成24年度計画</p>	<p>平成24年度の業務の実績</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、施設の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p>2. 人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力・適性・実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業務運用を行うことにより、優秀な人材の定着を図り、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>また、非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保することから人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他の医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究、医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。</p> <p>2. 人事システムの最適化 課長相当職以上の業績評価制度を実施するとともに、一般職員、年俸制職員が業務で発揮した能力・適性、実績等を評価する。また、評価結果を職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る。非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。</p> <p>女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 長期借入を行わず自己資金を活用し、研究・医療の高度化や経営面の改善及び教育研修環境改善のための施設整備として、 ①教育研修棟新築工事 ②バイオバンク棟増築工事 ③院内保育所改修工事 等を実施し、平成22年度に策定した中期的整備計画に基づき保守及び修繕についても必要な整備を行った。</p> <p>2. 人事システムの最適化 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期給与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において一部管理職、その他職員については平成24年度から実施した。</p> <p>国立病院機構との人事交流を進められるよう、異動が職員の不利益とならないよう、異動が職員の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と互にお互いに決定した。さらに、退職手続のため、給与水準を維持するためにの現給補償制度についてお互いに決定した。さらに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図り、平成24年度中の国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は転出入併せて50人となった。</p> <p>女性の働きやすい環境整備について、独法発足時において国の制度と比較した場合に、育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図るとともに、平成25年4月に院内保育所を開設した。</p> <p>医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成22年度から行い、導入効果を検討しながら計画的な増員を行っており、平成23年度に引き続いて平成24年度も12名とした。</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力・適性・実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業務運用を行うことにより、優秀な人材の定着を図り、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>また、非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保することから人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他の医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力・適性・実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業務運用を行うことにより、優秀な人材の定着を図り、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>また、非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保することから人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他の医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究、医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。</p> <p>2. 人事システムの最適化 課長相当職以上の業績評価制度を実施するとともに、一般職員、年俸制職員が業務で発揮した能力・適性、実績等を評価する。また、評価結果を職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る。非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。</p> <p>女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 長期借入を行わず自己資金を活用し、研究・医療の高度化や経営面の改善及び教育研修環境改善のための施設整備として、 ①教育研修棟新築工事 ②バイオバンク棟増築工事 ③院内保育所改修工事 等を実施し、平成22年度に策定した中期的整備計画に基づき保守及び修繕についても必要な整備を行った。</p> <p>2. 人事システムの最適化 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期給与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において一部管理職、その他職員については平成24年度から実施した。</p> <p>国立病院機構との人事交流を進められるよう、異動が職員の不利益とならないよう、異動が職員の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と互にお互いに決定した。さらに、退職手続のため、給与水準を維持するためにの現給補償制度についてお互いに決定した。さらに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図り、平成24年度中の国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は転出入併せて50人となった。</p> <p>女性の働きやすい環境整備について、独法発足時において国の制度と比較した場合に、育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図るとともに、平成25年4月に院内保育所を開設した。</p> <p>医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成22年度から行い、導入効果を検討しながら計画的な増員を行っており、平成23年度に引き続いて平成24年度も12名とした。</p>
<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術者を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術者を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術者を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくとともに、人件費率の高騰を招かないよう、収支相償の原則のもと、医療安全や労働基盤基準法等各種法令を遵守しつつ、適正な人員位置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努力した。また、職員の確保を平成24年度の常勤職員の公募を29件行った。</p> <p>また、職員の確保に努め、平成24年度の訪問や各種就業説明会への参加など、優秀な人材の確保に努めた。</p> <p>1. 看護師確保対策 看護師確保対策 センター内見学会説明会 3回 業者による説明会 4回 看護大学等学内説明会 6回</p> <p>2. 離職防止策 2. 交替制勤務を推進し、平成24年度は2看護単位で導入した。</p> <p>3. 看護師の処遇改善 看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、引き続き処遇改善に努めている。 看護手当、夜間看護手当</p> <p>2. 医師の処遇改善 平成22年度に行った以下の改善策を平成23年度に続き平成24年度も踏襲した。 ①医師の勤務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 ②医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。 ③一部診療科においては、交替制勤務を導入することで勤務時間の改善を図った。</p>
<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術者を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術者を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術者を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくとともに、人件費率の高騰を招かないよう、収支相償の原則のもと、医療安全や労働基盤基準法等各種法令を遵守しつつ、適正な人員位置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努力した。また、職員の確保を平成24年度の常勤職員の公募を29件行った。</p> <p>また、職員の確保に努め、平成24年度の訪問や各種就業説明会への参加など、優秀な人材の確保に努めた。</p> <p>1. 看護師確保対策 看護師確保対策 センター内見学会説明会 3回 業者による説明会 4回 看護大学等学内説明会 6回</p> <p>2. 離職防止策 2. 交替制勤務を推進し、平成24年度は2看護単位で導入した。</p> <p>3. 看護師の処遇改善 看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、引き続き処遇改善に努めている。 看護手当、夜間看護手当</p> <p>2. 医師の処遇改善 平成22年度に行った以下の改善策を平成23年度に続き平成24年度も踏襲した。 ①医師の勤務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 ②医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。 ③一部診療科においては、交替制勤務を導入することで勤務時間の改善を図った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>(2) 指針</p> <p>センターの平成22年度期首における職員数(751人とするもの)を、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するため、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 31,524百万円</p>	<p>(2) 指針</p> <p>安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。</p> <p>技能職については、外部委託の推進に努める。</p>	<p>(2) 指針</p> <p>平成22年度から平成24年度にかけての病種再編計画を立て、現在の病種機能が抱える問題点を整理し、年毎発達段階に応じた療養環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病種構成とした。</p> <p>平成22年度は、病種再編計画の第1段階を12月に行い、9階東病棟をスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。</p> <p>平成23年度は、第2段階として救急入院病床8床を設置し、夜間緊急入院の受入病床を確保することとで、他の病棟の夜間の安定を保持した。また、周産期病床30床の増床、MFICUの設置などを行い、地域医療計画の中でセンターの役割を担う体制を整備した。</p> <p>平成24年度は、第3段階としてGCU病床12床の増床、小児入院医療管理料1の取得のための増員を行い、看護体制の強化を図り、看護師32名を増員し確保したところである。</p> <p>平成24年度内には、退職がなかったが、退職がなかった場合は引き続き非常勤職員による後継補充を行い、業務の集約はかられた段階で、その業務を外都委託する方向で検討を行う。</p>	<p>(2) 指針</p> <p>平成22年度から平成24年度にかけての病種再編計画を立て、現在の病種機能が抱える問題点を整理し、年毎発達段階に応じた療養環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病種構成とした。</p> <p>平成22年度は、病種再編計画の第1段階を12月に行い、9階東病棟をスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。</p> <p>平成23年度は、第2段階として救急入院病床8床を設置し、夜間緊急入院の受入病床を確保することとで、他の病棟の夜間の安定を保持した。また、周産期病床30床の増床、MFICUの設置などを行い、地域医療計画の中でセンターの役割を担う体制を整備した。</p> <p>平成24年度は、第3段階としてGCU病床12床の増床、小児入院医療管理料1の取得のための増員を行い、看護体制の強化を図り、看護師32名を増員し確保したところである。</p> <p>平成24年度内には、退職がなかったが、退職がなかった場合は引き続き非常勤職員による後継補充を行い、業務の集約はかられた段階で、その業務を外都委託する方向で検討を行う。</p>
<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるよう努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うよう努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的な職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成し、センター内の周知を図る。</p> <p>また、センターの業務実績についての情報開示をホームページにて行う。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を直接聞く場を設ける。</p>	<p>4. その他の事項</p> <p>平成23年度において、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決に向けての方策等について意見交換を行い、その意見交換を踏まえて、センターとして取り組むべき事項を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が高く早急が必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能性な事項 ・重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど区別したアクションプランを作成した。これに基づき緊急性が高い項目を優先に取り組みを実施している。 <p>平成24年度は、理事長自ら若手医師との意見交換を実施し、更なる問題点の洗い出し、改善策の立案に努めている。</p> 	<p>4. その他の事項</p> <p>平成23年度において、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決に向けての方策等について意見交換を行い、その意見交換を踏まえて、センターとして取り組むべき事項を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が高く早急が必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能性な事項 ・重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど区別したアクションプランを作成した。これに基づき緊急性が高い項目を優先に取り組みを実施している。 <p>平成24年度は、理事長自ら若手医師との意見交換を実施し、更なる問題点の洗い出し、改善策の立案に努めている。</p>